

子ども家庭支援ワーカーの人員体制等について

児童虐待の相談件数は全国的に増加しており、青梅市においても同様に年々増加している状況です。

児童虐待相談件数の増加に対しては、従来から虐待に対応する児童相談所や市町村職員の人員体制の強化、資質の向上などが求められています。

このことから、子ども・子育て会議において、青梅市子ども家庭支援センターの人員体制等について御協議をいただきたいと考えております。

なお、厚生労働省の「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」が、令和3年2月2日付で次のとおり指摘しております。

- (1) 児童相談所はもちろんのこと、住民に最も身近な立場でサービスを提供する基礎自治体である市区町村においても同様であり、市区町村でも福祉専門職の採用を進めるべきである。
- (2) 特に市区町村で相談業務を担う職員は非常勤が多く、継続的なキャリアアップのためには常勤化を推進する必要がある。

1 子ども家庭支援センターの相談件数等の推移
別紙参照

2 令和3年10月1日現在の子ども家庭支援ワーカー等の人数・資格等

| 正規職員 | | |
|--------|------------------|------------------------|
| 1 | 主査(虐待対策コーディネーター) | 保健師 (4.6) |
| 2 | 虐待対策ワーカー | 保健師 (1) |
| 3 | 虐待対策ワーカー | 保健師 (2.6) |
| 会計年度職員 | | |
| 4 | 子ども家庭支援ワーカー | 幼稚園教諭 (5.6) |
| 5 | 子ども家庭支援ワーカー | 社会福祉士・精神保健福祉士 (3.6) ※1 |
| 6 | 子ども家庭支援ワーカー | 警察OB ((2.6) |
| 7 | 子ども家庭支援ワーカー | 公認心理師 (1.6) |
| 8 | 子ども家庭支援ワーカー | 社会福祉士 (0.1) ※2 |

※資格あとの()内の数字は青梅市子ども家庭支援センター在職年数

※1 他の自治体で子ども家庭支援ワーカー10年程度経験あり

※2 平成27年度～令和元年度まで青梅市子ども家庭支援ワーカーとして在職

3 検討が必要な主な事項

- (1) 子ども家庭支援ワーカーの増員について
別紙のとおり、年々正規職員は増員しているが会計年度職員の退職もあり、今後、更なる増員が必要ではないか。
- (2) 子ども家庭支援ワーカーの配置基準について
国は配置基準を定めていないが、配置の在り方はどうあるべきか。
- (3) 子ども家庭支援ワーカーの資格について
 - ①正規職員は全員が保健師であるが、社会福祉士の採用や事務的な仕事もできる一般職の社会福祉主事の配置も必要ではないか。
 - ②虐待対応には経験や資格を有する者が対応することが求められている。全庁的な検討事項であるが、正規職員として福祉専門職の導入も検討する必要があるのではないか。導入できない場合は、どのような対応が必要であるか。

4 参考

- (1) 児童福祉司の任用資格を取得できる資格としては、医師や社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、助産師、看護師、大学で心理学等を専修して卒業した者等である。
特に、医師や社会福祉士、精神保健福祉士については、指定講習会を受けなくても児童福祉司任用資格を取得可能である。
 - ・児童福祉司：児童福祉法に基づき、児童相談所において児童虐待等の相談援助を行う任用資格
 - ・社会福祉士：身体や精神に障害がある者や環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の相談援助や関係者との連絡・調整を行う社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格
 - ・精神保健福祉士：精神障害者の相談援助などの業務を行う精神保健福祉士法に基づく国家資格
 - ・社会福祉主事：社会福祉法に基づき、福祉事務所において福祉に関する相談援助を行う任用資格（社会福祉士も社会福祉主事を名乗ることができる）
- (2) 厚生労働省の27年度資料から
 - ①人口10万人から30万人未満の市の正規職員の配置割合は55.7%である（青梅市は44.4%）。
 - ②全国の児童相談所の児童福祉司の任用区分で多いのは、大学等で心理学や社会学等を修め1年以上児童等の相談業務に従事した者が32.9%、次いで社会福祉士29.5%であった。

1 子ども家庭支援センター相談件数の推移 (件)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年8月末 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|
| 相談件数 | 842 | 836 | 959 | 1,152 | 1,161 | 565 |
| 前年度比 | | ▲ 6 | 123 | 193 | 9 | |

※各年度4月1日現在、令和3年度は8月末現在

2 子ども家庭支援センター相談件数のうち虐待相談件数の推移 (件)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年8月末 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|
| うち虐待相談件数 | 80 | 75 | 99 | 163 | 183 | 135 |
| 前年度比 | | ▲ 5 | 24 | 64 | 20 | |

※各年度4月1日現在、令和3年度は8月末現在

3 子ども家庭支援センターのワーカー数 (人)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年8月末 |
|---------------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|
| 主査 (コーディネーター) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 正規職員 (ワーカー) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| 会計年度職員 (ワーカー) | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 4 |
| 合計 | 6 | 7 | 7 | 8 | 7 | 8 |

※各年度4月1日現在、令和3年度は8月末現在

4 ワーカー1人当たりの相談件数 (件)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年8月末 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|
| 相談件数 | 140.3 | 139.3 | 159.8 | 164.6 | 193.5 | 80.7 |
| うち虐待相談件数 | 13.3 | 12.5 | 16.5 | 23.3 | 30.5 | 19.3 |

※各年度4月1日現在、令和3年度は8月末現在

※主査 (コーディネーター) はワーカーに含めず。